「株券上場廃止基準」等の一部改正新旧対照表

目 次

1	∧°	_	2%	1
(' '	_	ン	,

•	上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則の一部改正新旧対照表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	株券上場廃止基準の一部改正新旧対照表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
•	監理ポスト及び整理ポストに関する規則の一部改正新旧対照表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
•	制度信用銘柄及び貸借銘柄の選定に関する規則の一部改正新旧対照表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	株券上場廃止基準の取扱いの一部改正新旧対照表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則の一部改正新旧 対照表

新	IΒ		
(会社情報の開示)	(会社情報の開示)		
第2条	第2条		
1~4(略)	1~4(略)		
5 上場会社は、次の各号に掲げる場合において、当該	5 上場会社は、次の各号に掲げる場合において、当該		
各号に定める書面を当取引所に提出したときは、直ち	各号に定める書面を当取引所に提出したときは、直ち		
に当該書面を開示しなければならない。	に当該書面を開示しなければならない。		
(1) 上場株券の市場第一部銘柄から市場第二部銘柄へ	(1) 上場株券の市場第一部銘柄から市場第二部銘柄へ		
の指定替え基準第2条第4号前段 <u>に該当した場合</u> 又	の指定替え基準第2条第4号前段又は株券上場廃止		
は株券上場廃止基準第2条第4号に規定する「上場	基準第2条第4号 <u>前段</u> 若しくは同基準第2条の2第		
<u>時価総額が5億円に満たない場合」</u> 若しくは同基準	2 項第 3 号 <u>前段</u> に該当した場合		
第2条の2第2項第3号 <u>に規定する「上場時価総額</u>	各号に規定する書面		
<u>が3億円に満たない場合」</u> に該当した場合			
各号に規定する書面			
(2) (略)	(2) (略)		
6~8(略)	6~8(略)		
付 則			
この改正規定は、平成16年11月1日から施行する。			

旧

(上場廃止基準)

下この条において同じ。)が次の各号のいずれかに該 当する場合は、その上場を廃止するものとする。

新

(1)~(3)(略)

(4) 上場時価総額

上場時価総額が5億円に満たない場合において、 9か月(事業の現状、今後の展開、事業計画の改善 その他当取引所が必要と認める事項を記載した書面 を3か月以内に当取引所に提出しない場合にあって は、3か月)以内に5億円以上とならないとき(市 況全般が急激に悪化した場合において、当取引所が この基準によることが適当でないと認めたときに あっては、当取引所がその都度定めるところによ る。)又は上場時価総額が上場株式数に2を乗じて 得た数値に満たない場合において、3か月以内に当 該数値以上とならないとき。

(5)~(16)(略)

(セントレックスの上場廃止基準)

第2条の2 セントレックス上場銘柄は、次の各号のい ずれかに該当する場合に、その上場を廃止するものと する。

(1)~(2)(略)

(3) 上場時価総額

上場時価総額が3億円に満たない場合において、 9か月(事業の現状、今後の展開、事業計画の改善 その他当取引所が必要と認める事項を記載した書面 を3か月以内に当取引所に提出しない場合にあって は、3か月)以内に3億円以上とならないとき(市 況全般が急激に悪化した場合において、当取引所が この基準によることが適当でないと認めたときに あっては、当取引所がその都度定めるところによ る。)又は上場時価総額が上場株式数に2を乗じて 得た数値に満たない場合において、3か月以内に当 該数値以上とならないとき。

(上場廃止基準)

第2条 上場銘柄(セントレックス上場銘柄を除く。以│第2条 上場銘柄(セントレックス上場銘柄を除く。以 下この条において同じ。)が次の各号のいずれかに該 当する場合は、その上場を廃止するものとする。

(1)~(3)(略)

(4) 上場時価総額

上場時価総額が5億円に満たない場合において、 9か月(事業の現状、今後の展開、事業計画の改善 その他当取引所が必要と認める事項を記載した書面 を3か月以内に当取引所に提出しない場合にあって は、3か月)以内に5億円以上とならないとき。た だし、市況全般が急激に悪化した場合において、当 取引所がこの基準によることが適当でないと認めた ときの上場時価総額に係る基準については、当取引 所がその都度定めるところによるものとする。

(5)~(16)(略)

(セントレックスの上場廃止基準)

第2条の2 セントレックス上場銘柄は、次の各号のい ずれかに該当する場合に、その上場を廃止するものと する。

(1)~(2)(略)

(3) 上場時価総額

上場時価総額が3億円に満たない場合において、 9か月(事業の現状、今後の展開、事業計画の改善 その他当取引所が必要と認める事項を記載した書面 を3か月以内に当取引所に提出しない場合にあって は、3か月)以内に3億円以上とならないとき。た だし、市況全般が急激に悪化した場合において、当 取引所がこの基準によることが適当でないと認めた ときの上場時価総額に係る基準については、当取引 所がその都度定めるところによるものとする。

(4)・(5)(略) 付 則 この改正規定は、平成16年11月1日から施行する。

旧

(監理ポスト、整理ポストへの割当て)

各号に定めるところによる。

新

- (1) 普通株については、次のとおりとする。
 - a 監理ポストへの割当て

上場株券が次のいずれかに該当する場合には、 当該株券を監理ポストに割り当てる。

- (a)~(c)(略)
- (c)の2 株券上場廃止基準の取扱い1(4)aにおい て準用する上場株券の市場第一部銘柄から市場 第二部銘柄への指定替え基準の取扱い1(4)b又 は株券上場廃止基準の取扱い1(4)c(同取扱い 2(3)cにおいて準用する場合を含む。) 若しく は2(3) bに定める期間の最終日までに、株券上 場廃止基準第2条第4号(同基準第2条の2第 3号による場合を含む。)に該当しなくなった ことが確認できない場合

(d)~(n)(略)

b (略)

(2)~(5)(略)

(監理ポスト、整理ポストへの割当期間)

- 第8条 前条に規定する銘柄の監理ポスト又は整理ポス トへの割当期間は、次の各号に定めるところによる。
 - (1) 普通株については、次のとおりとする。
 - a 監理ポストへの割当期間

監理ポストへの割当期間は、次の(a)から(e)ま でに定める日から当取引所が株券上場廃止基準に 該当するかどうかを認定した日までとする。ただ し、前条第1号aの(n)の場合において、次の(e) に定める日から1年を超えることとなるときは、 当該日から1年目の日以降の日でその都度当取引 所が定める日までとする。

- (a)·(b)(略)
- (c) 前条第1号aの(c)の2、(e)の2及び(h)の場 合

株券上場廃止基準の取扱い1(4)aにおいて準

(監理ポスト、整理ポストへの割当て)

- 第7条 監理ポスト又は整理ポストへの割当ては、次の │ 第7条 監理ポスト又は整理ポストへの割当ては、次の 各号に定めるところによる。
 - (1) 普通株については、次のとおりとする。
 - a 監理ポストへの割当て

上場株券が次のいずれかに該当する場合には、 当該株券を監理ポストに割り当てる。

- (a)~(c)(略)
- (c)の2 株券上場廃止基準の取扱い1(4)aにおい て準用する上場株券の市場第一部銘柄から市場 第二部銘柄への指定替え基準の取扱い1(4)b又 は株券上場廃止基準の取扱い2(3)bに定める期 間の最終日までに、株券上場廃止基準第2条第 4号(同基準第2条の2第3号による場合を含 む。)に該当しなくなったことが確認できない 場合

(d)~(n)(略)

b (略)

(2)~(5)(略)

(監理ポスト、整理ポストへの割当期間)

- 第8条 前条に規定する銘柄の監理ポスト又は整理ポス トへの割当期間は、次の各号に定めるところによる。
 - (1) 普通株については、次のとおりとする。
 - a 監理ポストへの割当期間

監理ポストへの割当期間は、次の(a)から(e)ま でに定める日から当取引所が株券上場廃止基準に 該当するかどうかを認定した日までとする。ただ し、前条第1号aの(n)の場合において、次の(e) に定める日から1年を超えることとなるときは、 当該日から1年目の日以降の日でその都度当取引 所が定める日までとする。

- (a)·(b)(略)
- (c) 前条第1号aの(c)の2、(e)の2及び(h)の場

株券上場廃止基準の取扱い1(4)aにおいて準

用する上場株券の市場第一部銘柄から市場第二部銘柄への指定替え基準の取扱い1(4)b若しくは株券上場廃止基準の取扱い1(4)c(同取扱い2(3)cにおいて準用する場合を含む。)若しくは2(3)bに定める期間、株券上場廃止基準第2条第7号後段に定める期間又は同基準の取扱い1(9)fに定める猶予期間の最終日の翌日

(d)·(e)(略)

b (略)

(2)~(5)(略)

2 (略)

付 則

この改正規定は、平成16年11月1日から施行する。

用する上場株券の市場第一部銘柄から市場第二 部銘柄への指定替え基準の取扱い1(4)b若しく は株券上場廃止基準の取扱い2(3)bに定める期 間、株券上場廃止基準第2条第7号後段に定め る期間又は同基準の取扱い1(9)fに定める猶予 期間の最終日の翌日

(d)・(e)(略)

b (略)

(2)~(5)(略)

2 (略)

制度信用銘柄及び貸借銘柄の選定に関する規則の一部改正新旧対照表

新 旧

(貸借銘柄の選定基準)

ものを除く。)が次の各号に適合する場合は、これを 貸借銘柄に選定するものとする。

(1)~(6)(略)

(7) 株券上場廃止基準第2条第1項第7号後段に定め る期間内にある銘柄、株券上場廃止基準の取扱い1 (9) f に定める猶予期間内にある銘柄並びに株券上場 廃止基準の取扱い1(4)aにおいて準用する上場株券 の市場第一部銘柄から市場第二部銘柄への指定替え 基準の取扱い1(4)b並びに株券上場廃止基準の取扱 い1(4)c(同取扱い2(3)cにおいて準用する場合 を含む。) 及び 2 (3) b に定める期間内にある銘柄以 外の銘柄であるとき。

(8)~(10)(略)

2~6(略)

付 則

この改正規定は、平成16年11月1日から施行する。

(貸借銘柄の選定基準)

第3条 制度信用銘柄(既に貸借銘柄に選定されている │ 第3条 制度信用銘柄(既に貸借銘柄に選定されている ものを除く。)が次の各号に適合する場合は、これを 貸借銘柄に選定するものとする。

(1)~(6)(略)

(7) 株券上場廃止基準第2条第1項第7号後段に定め る期間内にある銘柄、株券上場廃止基準の取扱い1 (9) f に定める猶予期間内にある銘柄並びに株券上場 廃止基準の取扱い1(4)aにおいて準用する上場株券 の市場第一部銘柄から市場第二部銘柄への指定替え 基準の取扱い1(4)b及び株券上場廃止基準の取扱い 2(3)bに定める期間内にある銘柄以外の銘柄である とき。

(8)~(10)(略)

2~6(略)

株券上場廃止基準の取扱いの一部改正新旧対照表

新 旧 1 第2条(上場廃止基準)関係 1 第2条(上場廃止基準)関係 (1)~(3)(略) (1)~(3)(略) (4) 上場時価総額 (4) 上場時価総額 a (略) a (略) b 第4号に規定する「上場時価総額が上場株式数 (新設) に2を乗じて得た数値に満たない場合」とは、月 間平均上場時価総額(上場株券の市場第一部銘柄 から市場第二部銘柄への指定替え基準の取扱い1 (4) a に規定する月間平均上場時価総額をいう。次 <u>の c 及び 2 (3)において同じ。) がその算定の対象</u> となる月の月間平均上場株式数(当取引所の売買 立会における当該株券の日々の上場株式数(上場 会社が株式分割又は株式併合を行う場合には、当 該株式分割又は株式併合に係る権利を受ける者を 確定するための基準日(以下「権利確定日」とい う。)の3日前の日(権利確定日が休業日に当た るときは、権利確定日の4日前の日)において、 当該株式分割又は株式併合により増減する株式数 <u>を加減するものとする。以下この b 及び次の c に</u> おいて同じ。)の平均をいう。次のcにおいて同 じ。)に2を乗じて得た数値に満たない場合又は 月末上場時価総額(同取扱い1(4)aに規定する月 末上場時価総額をいう。次のc及び2(3)において 同じ。)がその算定の対象となる月の末日におけ る上場株式数に2を乗じて得た数値に満たない場 合をいうものとする。 <u>c</u> 第4号に規定する「3か月以内に当該数値以上 (新設) とならないとき」とは、前りに該当した月の末日 の翌日から起算して3か月目の日までの期間内に おいて、毎月の月間平均上場時価総額が当該月の 月間平均上場株式数に2を乗じて得た数値以上と ならないとき又は毎月の月末上場時価総額が当該 月の末日における上場株式数に2を乗じて得た数 値以上とならないときをいうものとする。 <u>d</u> (略) <u>b</u> (略)

(5) (6) (略)

(5) (6) (略)

- (7) 破産、再生手続、更生手続又は整理
 - a~c (略)
 - d 第7号後段に規定する「上場時価総額が5億円 以上とならないとき」とは、同号後段に規定する 1か月間の平均上場時価総額(当取引所の売買立 会における当該株券の日々の最終価格(呼値に関 する規則第12条及び第13条の規定により気配表示 された最終気配値段を含むものとし、その日に約 定値段(呼値に関する規則第12条及び第13条の規 定により気配表示された気配値段を含む。)がな い場合は、当取引所がその都度定める価格とす る。以下同じ。) に、その日の上場株式数((4)b に規定する上場株式数をいう。以下この(7)におい て同じ。)を乗じて得た額の平均をいう。)又は 当該1か月間の最終日の上場時価総額(当該最終 日における当取引所の売買立会における当該株券 の最終価格に、当該最終日における上場株式数を 乗じて得た額をいう。)が5億円以上でないとき をいうものとする。

e (略)

(8)~(13)(略)

- 2 第2条の2(セントレックスの上場廃止基準)関係(1)・(2)(略)
 - (3) 上場時価総額
 - a 第3号に規定する「上場時価総額が3億円に満たない場合」とは、月間平均上場時価総額又は月末上場時価総額が3億円に満たない場合をいうものとする。

- (7) 破産、再生手続、更生手続又は整理
 - a~c (略)
 - d 第7号後段に規定する「上場時価総額が5億円 以上とならないとき」とは、同号後段に規定する 1か月間の平均上場時価総額(当取引所の売買立 会における当該株券の日々の最終価格(呼値に関 する規則第12条及び第13条の規定により気配表示 された最終気配値段を含むものとし、その日に約 定値段(呼値に関する規則第12条及び第13条の規 定により気配表示された気配値段を含む。)がな い場合は、当取引所がその都度定める価格とす る。以下同じ。)に、その日の上場株式数(上場 会社が株式分割又は株式併合を行う場合には、当 該株式分割又は株式併合に係る権利を受ける者を 確定するための基準日(以下「権利確定日」とい う。)の3日前の日(権利確定日が休業日に当た るときは、権利確定日の4日前の日)において、 当該株式分割又は株式併合により増減する株式数 を加減するものとする。以下このdにおいて同 じ。)を乗じて得た額の平均をいう。)又は当該 1か月間の最終日の上場時価総額(当該最終日に おける当取引所の売買立会における当該株券の最 終価格に、当該最終日における上場株式数を乗じ て得た額をいう。)が5億円以上でないときをい うものとする。

e (略)

(8)~(13)(略)

- 2 第2条の2(セントレックスの上場廃止基準)関係(1)・(2)(略)
 - (3) 上場時価総額
 - a 第3号に規定する「上場時価総額が3億円に満たない場合」とは、月間平均上場時価総額<u>(当取</u>引所の売買立会における当該株券の日々の最終価格(呼値に関する規則第12条及び第13条の規定により気配表示された最終気配値段を含むものとし、その日に約定値段(呼値に関する規則第12条及び第13条の規定により気配表示された気配値段を含む。)がない場合は、当取引所がその都度定める価格とする。以下同じ。)に、その日の上場

b (略)

- <u>c</u> 1(4)b及びcの規定は、第3号の場合に準用す <u>る。</u>
- <u>d</u> セントレックスの上場会社は、当取引所が第3 号に係る該当性の判断に必要と認める場合には、 審査対象となる各月における日々の上場株式数 <u>(1(4)bに規定する上場株式数をいう。)</u>を記載 した書面を翌月初に当取引所に提出しなければならない。

<u>e</u> (略)

(4) (5) (略)

付 則

この改正規定は、平成16年11月1日から施行する。

株式数(上場会社が株式分割又は株式併合を行う場合には、権利確定日の3日前の日(権利確定日が休業日に当たるときは、権利確定日の4日前の日)において、当該株式分割又は株式併合により増減する株式数を加減するものとする。以下この(3)において同じ。)を乗じて得た額の平均をいう。以下同じ。)又は月末上場時価総額(毎月末日における当取引所の売買立会における当該株券の最終価格に、当該末日における上場株式数を乗じて得た額をいう。以下同じ。)が3億円に満たない場合をいうものとする。

b (略)

(新設)

で セントレックスの上場会社は、当取引所が第3 号に係る該当性の判断に必要と認める場合には、 審査対象となる各月における日々の上場株式数を 記載した書面を翌月初に当取引所に提出しなければならない。

<u>d</u> (略)

(4)・(5)(略)